

県内中小企業への福島県ハイテクプラザ使用料・手数料免除について

～新型コロナウイルス感染症に伴う対応～

福島県ハイテクプラザでは、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている県内中小企業の皆様の経済的な負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症に関する公的融資制度を利用している企業を対象に、施設・設備の使用料と依頼試験の手数料を全額免除することといたしました。

※ 南相馬技術支援センターは、依頼試験の手数料のみ対象となります。

1 免除の対象者

次の両方に該当する者が対象となります。

- ・ 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、県内に住所（事業所等）を有する中小企業
 - ・ 下表のいずれかの新型コロナウイルス感染症に関する公的融資制度を利用している者
- ※ 県内に住所を有するかは、各申請書に記載された住所により判断します。
- ※ 既に実施した使用料および手数料の還付はいたしません。

実施主体	名称
国（日本政策金融公庫・商工組合中央金庫）	新型コロナウイルス感染症特別貸与
福島県	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）
福島県内市町村	（各市町村にお問い合わせください）

※ 福島県制度融資 URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/covid19-01.html>

※ 他県の公的融資制度等、上表以外の公的融資制度を利用している場合についてはご相談ください。

2 減免率 使用料と手数料ともに 10/10（無料）

3 免除期間 令和 2 年 8 月 3 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

4 必要書類

- ・ 使用料(手数料)免除申請書：様式第 7 号(第 11 条関係)
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する公的融資制度を利用していることを証する金銭消費貸借契約書等の写し。ただし、同制度融資とわかる記載がない場合、上記書類に加えて同制度融資とわかる書類（信用保証協会が発行する信用保証決定通知書の写し等）を添付すること。
- ※ 「使用料(手数料)免除申請書」は、当所 HP より入手してください。また、“免除申請の理由”の欄は、“新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため(公的融資制度を利用している)”などと、本免除対象者である旨、分かるように記入して下さい。

5 お問い合わせ先

- ・ 本件について、ご不明な点がございましたら、企画管理科（024-959-1736）へお問い合わせください。
- ・ 施設・設備のスケジュール等は、技術開発部及び各技術支援センターの担当科へお問い合わせください。
技術開発部：工業材料科 024-959-1737、生産・加工科 024-959-1738、プロジェクト研究科 024-959-1739
福島技術支援センター：繊維・材料科 024-593-1122
会津若松技術支援センター：醸造・食品科 0242-39-2977、産業工芸科 0242-39-2978
南相馬技術支援センター：機械加工ロボット科 0244-25-3060
いわき技術支援センター：機械・材料科 0246-44-1475

〈中小企業の範囲について〉

○中小企業について

中小企業基本法の定義に基づいて判断します。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業，建設業，運輸業 その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下
④小売業	5000万円以下	50人以下